

令和2年2月28日

令和2年第1回神奈川県議会定例会

環境農政常任委員会報告資料

環 境 農 政 局

## 目 次

I	かながわ気候非常事態宣言について……………	1
II	「神奈川県人口ビジョン 改訂（案）」及び「第2期神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）」について……………	4
III	令和元年度環境農政局所管公共事業評価の実施結果について……………	19
IV	「神奈川県条例の見直しに関する要綱」に基づく環境農政局所管条例の見直し結果について……………	29
V	神奈川県環境基本計画進捗状況点検について……………	36
VI	「かながわプラごみゼロ宣言アクションプログラム（案）」について……………	48
VII	三崎漁港二町谷北公園に係る管理権限の移譲について……………	53

# I かながわ気候非常事態宣言について

気候変動に対応するため、2月7日に「かながわ気候非常事態宣言」(以下、「宣言」という。)を発表した。

## 1 宣言の趣旨

昨年の台風第15号及び第19号は、県内に記録的な暴風や高波、高潮、大雨をもたらし、県内各地域で甚大な被害が生じた。

世界においても熱波や海面上昇などが頻発し、多くの被害が出ており、その要因は地球温暖化などの気候変動の影響と言われている。

SDGsが目指す持続可能な社会を実現するためには、あらゆる主体が気候変動問題を改めて認識し、「自分事」として捉え、日ごろから意識を持って行動することが必要である。今、気候が非常事態にあるという「危機感」を市町村、企業、アカデミア、団体、県民と共有し、ともに「行動」していくことを目的に、次の3つの基本的な柱のもと取組みを進める。

## 2 基本的な対策の柱

### (1) 今のいのちを守るため、風水害対策等の強化

風水害対策の強化に向けて、河川、急傾斜地等のハード対策の前倒し、市町村との情報受伝達機能の強化、市町村の風水害対策への支援等、ハード・ソフト両面から水防災戦略を進める。

#### <水防災戦略の概要>

#### I 緊急に実施することで被害を最小化するハード対策

今後の出水期に向け、早急な対応が必要な箇所、迅速な整備が必要な箇所等に対して、令和2年度から4年度の3か年以内に緊急に実施し、危険箇所の解消を進める。

#### II 中長期的な視点で取組みを加速させるハード対策

中長期的な視点で取り組む事業のうち、減災、強靱化の効果が早期に期待できる事業について、充実強化、事業の前倒し等を行う。

#### III 災害対応力の充実強化に向けたソフト対策

市町村が行う避難対策、減災対策への支援、住民による適切な避難行動につなげるための迅速・的確な情報受伝達機能の強化、県の災害対応体制の強化等を行う。

(2) 未来のいのちを守るため、2050年の「脱炭素社会」の実現に向けた取り組みの推進

「脱炭素社会」の実現に向けて、県有施設の再生可能エネルギー100%化を目指した取り組みや「アクア de パワーかながわ」を活用した気候変動対策に係る取り組み等を推進する。

また、太陽光等再生可能エネルギー等の導入、燃料電池自動車の導入促進等「かながわスマートエネルギー計画」の推進とともに、森林整備など二酸化炭素吸収源対策の充実を図る。

(3) 気候変動問題の共有に向けた、情報提供・普及啓発の充実

気候変動問題の共有に向けて、小・中学校、高校における環境学習や防災教育の推進とともに、高校生のSDGs探求支援など次世代による行動を促す。

<主な対策>

- 気候変動をテーマとした新たな環境学習教材の作成等
- SDGs Quest みらい甲子園の開催を契機とした学び
- SDGsアクションフェスティバルの開催 など

### 3 市町村との調整

(1) 宣言の策定

宣言の策定にあたっては、昨年12月に県内全市町村を訪問し、本県の基本的な考え方等について説明及び意見交換を行った。

その後、宣言(案)を作成し、昨年12月24日から1月10日まで全市町村へ意見照会を実施した。

(2) 市町村からの主な意見等

- 気候変動については危機意識を持っている。
- 取り組みを進める際は市町村と十分調整してほしい。
- 取り組むための財政支援も必要である。
- 脱炭素社会の実現に向けた方策について示してほしい。 など

(3) 宣言に係る市町村説明

市町村からの意見等を受けて、宣言を策定し、1月末から2月上旬にかけて、全市町村に対して説明会を実施し意見交換を行った。

#### 4 今後の予定

「誰一人取り残さない」というSDGsの理念を踏まえ、「県民のいのちを守る持続可能な神奈川」の実現に向けて、県内市町村の理解・協力のもと、「オール神奈川」で取り組んでいく。

#### 《参考資料1》

かながわ気候非常事態宣言～いのちを守る持続可能な神奈川の実現に向けて～

## Ⅱ 「神奈川県人口ビジョン 改訂（案）」及び「第2期神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）」について

### 1 趣旨

県では「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、平成27年度に「神奈川県人口ビジョン」（以下「人口ビジョン」という。）及び「神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「第1期総合戦略」という。）を策定し、克服すべき2つの課題として「人口減少に歯止めをかける」と「超高齢社会を乗り越える」ことを挙げ、平成27年度から令和元年度までの5か年を計画期間として、地方創生の取組みを進めてきた。

第1期総合戦略の最終年度に当たる今年度は、平成27年度から4年間の取組みの進捗状況について、神奈川県地方創生推進会議（以下「推進会議」という。）で議論した。その結果、今後の取組みについて、これまでに根付いた課題認識や取組みをしっかりと継続しつつ、新たな時代の変化に対応し、その流れを力に変えて、取組みを進める必要があるとの評価を受けた。

こうしたことから、令和2年度を始期とする「第2期神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「第2期総合戦略」という。）については、4つの基本目標の枠組みを維持し、これまでに根付いた課題認識や取組みを継続するほか、「かながわグランドデザイン 第3期実施計画」に位置付けたSDGsの推進、未来社会創造、コミュニティの再生・活性化など新しい時代の流れに応じた考え方や施策を反映し策定する。あわせて、第2期総合戦略の施策を企画立案する上で重要な基礎となる人口ビジョンについても最新の数値等を踏まえて改訂する。

### 2 経過

令和元年8月1、5日	推進会議総合戦略推進評価部会において第2期総合戦略の方向性を議論
10月18日	県・市町村間行財政システム改革推進協議会地方創生部会において市町村の実務担当者との意見交換を実施
11月5日	推進会議において「人口ビジョン 改訂（素案）」及び「第2期総合戦略（素案）」を議論
12月9、10日	第3回県議会定例会 全常任委員会へ「人口ビジョン 改訂（素案）」及び「第2期総合戦略（素案）」を報告

12月16日	県民意見募集の実施(令和2年1月15日まで)
12月18日	市町村意見照会の実施(令和2年1月10日まで)
令和2年1月31日	推進会議において「人口ビジョン 改訂(案)」及び「第2期総合戦略(案)」を議論

### 3 県民意見募集等の結果

#### (1) 実施方法

- ・ 県機関での素案の配布
- ・ 県ホームページへの掲載

#### (2) 意見総数

85件(県民意見:65件、市町村意見:20件)

#### (3) 意見区分とその反映状況

##### ア 意見区分

区 分			件数
人口ビジョン			24件
総合戦略	基本目標1	経済のエンジンを回して魅力的なしごとを産み出し、一人ひとりが生き生きと働ける神奈川を創る	9件
	基本目標2	国内外から神奈川への新しいひとの流れをつくる	10件
	基本目標3	若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる	12件
	基本目標4	活力と魅力あふれるまちづくり・誰もが活躍できる地域社会づくりを進める	15件
その他(質問・感想等)			15件
合 計			85件

##### イ 意見の反映状況

区 分	件数
反映した意見	45件
総合戦略に記載はないが、既に取り組んでいる施策等に関する意見	9件
今後の施策展開の参考とする意見	14件
その他(質問・感想等)	17件
合 計	85件

令和2年2月28日時点

#### (4) 主な意見

##### ア 人口ビジョン

- ・ 人口動向分析に「通勤時間に関する状況」、将来人口分析に「平均寿命と健康寿命」の項目を追加したのは良いことだが、特に通勤時間の改善に関しては地域に働く場所がないとなかなか改善しない。
- ・ 神奈川県は人口問題に関しては恵まれていると思う。全国的な人口の奪い合いはあまり好ましくないと思う。

##### イ 基本目標 1

- ・ ロボットの活用は賛成だ。もう少し、実用化案件を紹介してほしい。
- ・ 65歳以上の高齢者の大多数は健康であるため、一例として、定年引上げや、定年制度廃止を勧奨する制度などを作ってはどうか。

##### ウ 基本目標 2

- ・ 県内観光について、箱根や鎌倉など外国人が立ち寄っている感じがするので、もっと他の地域に呼び込むことが必要ではないか。
- ・ 三浦半島で暮らしてもらうために、広い土地を活かし、富裕層向けの住宅を整備したらどうか。

##### エ 基本目標 3

- ・ 若い男女が出会い・交際する仕組みづくりを推進すべき。県が直接行うことが難しければ、それを行う団体を支援してほしい。
- ・ 働き方改革は、現実には名ばかりのものも多く、テレワークも企業がシステムを作り実行するにはかなりの資金が必要。大企業はともかく中小企業が行うには資金的支援が必要になると思う。

##### オ 基本目標 4

- ・ ラグビーワールドカップの盛り上がりを活用していく視点が足りないと思う。スポーツによるまちづくりやレガシーづくりに積極的に取り組んでほしい。
- ・ 空き家について、全国の自治体で色々と対策を立てているが、成功例は非常に少ない。考え方を根本から見直すことが必要ではないか。

#### 4 「第2期総合戦略」(素案)からの主な変更点等

国の第2期総合戦略(令和元年12月20日閣議決定)を勘案するとともに、県民意見募集・市町村意見照会の結果や、県議会・推進会議からの意見を踏まえて変更を行った。

また、数値目標・KPIの目標値を設定し、基本目標の実現に向けた施策の最小単位である「小柱」の説明文に、施策のねらいや取組みの方向性を記載した。

- 基本目標1について、「しごとをつくる」という量的な面に加え、「魅力的な」という質的な面にも着目し名称を変更。

(素案) 県内にしごとをつくり安心して働けるようにするとともに、これを支える人材を育て活かす (案) 経済のエンジンを回して魅力的なしごとを産み出し、一人ひとりが生き生きと働ける神奈川を創る
--

※ 素案で示した「人材を育て活かす」の観点は、基本目標1～4に共通することから、「第4章 推進体制など」に新たに項目を設けて記載。

- 基本目標4に掲げた「持続可能な魅力あふれるまちづくり」を進めるに当たって、近年の気候変動への対応の視点を追加。
- 本県の地方創生の取組みがSDGsの理念と軌を一にすることをより分かりやすく示すため、第2期総合戦略の施策とSDGsの17のゴールとの関係を整理。

#### 5 人口ビジョン 改訂(案)の概要

別紙1のとおり

#### 6 第2期総合戦略(案)の概要・具体的な施策

別紙2及び別紙3のとおり

#### 7 今後のスケジュール(予定)

令和2年3月 「人口ビジョン」の改訂及び「第2期総合戦略」の策定

##### 《参考資料2》

神奈川県人口ビジョン(改訂案)

##### 《参考資料3》

第2期神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略(案)

##### 《参考資料4》

第2期神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略 附属資料 数値目標・KPI一覧表(案)

## 「神奈川県人口ビジョン 改訂（案）」

これまでの人口動向等を分析するとともに、克服すべき課題とその解決に向けたビジョン等を将来展望として広く共有するために策定するものであり、総合戦略において効果的な施策を企画立案する上での基礎資料となる。

改訂に当たっては、克服すべき2つの課題と3つのビジョンは維持した上で、人口動向分析など最新の数値を反映する。

## 1 構成

## ○第1章 人口分析

## 1 人口動向分析

- |                 |             |
|-----------------|-------------|
| (1) 長期的な人口の動向分析 | (2) 出生動向分析  |
| (3) 人口移動分析      | (4) 雇用・就労分析 |

## 2 将来人口分析

- (1) 人口減少社会と超高齢社会
- (2) 人口減少及び人口構成の変化がもたらす影響

## ○第2章 将来展望

## 1 克服すべき2つの課題

## 2 3つのビジョン

## 3 人口の将来展望

- (1) 人口の推移と将来展望
- (2) 地域政策圏別人口の将来展望

## 2 概要

## (1) 人口動向分析

- ・ 県の合計特殊出生率は、全国を0.1ポイント程度下回る傾向が続いており、平成30年は1.33。
- ・ 県は、東京都に対しては年間7,000人程度の転出超過となっている。
- ・ 5つの地域政策圏のうち、三浦半島地域と県西地域は引き続き転出超過。
- ・ 「雇用・就労分析」の中に「通勤時間に関する状況」を新たに追加。

## (2) 将来人口分析

- ・ 自然減が大きくなることが見込まれる一方で、社会増は近年、年間1～2万人程度で推移しており、今後、数十年間の人口減少は避けられない。
- ・ 高齢化率は、平成27年の23.9%から、令和47年には34.8%となるこ

とが見込まれている。

- ・ 「平均寿命と健康寿命」の項目を新たに追加。

### (3) 克服すべき2つの課題

- ・ 将来にわたって、活力ある、いのち輝く神奈川を維持していくためには、人口減少問題の克服に向けた取組みを進める必要がある。
- ・ 一方、神奈川は全国屈指のスピードで高齢化が進むとともに少子化も進行している。
- ・ そこで、「人口減少に歯止めをかける」ことと、「超高齢社会を乗り越える」ことの2つの課題を同時に克服していかなければならない。

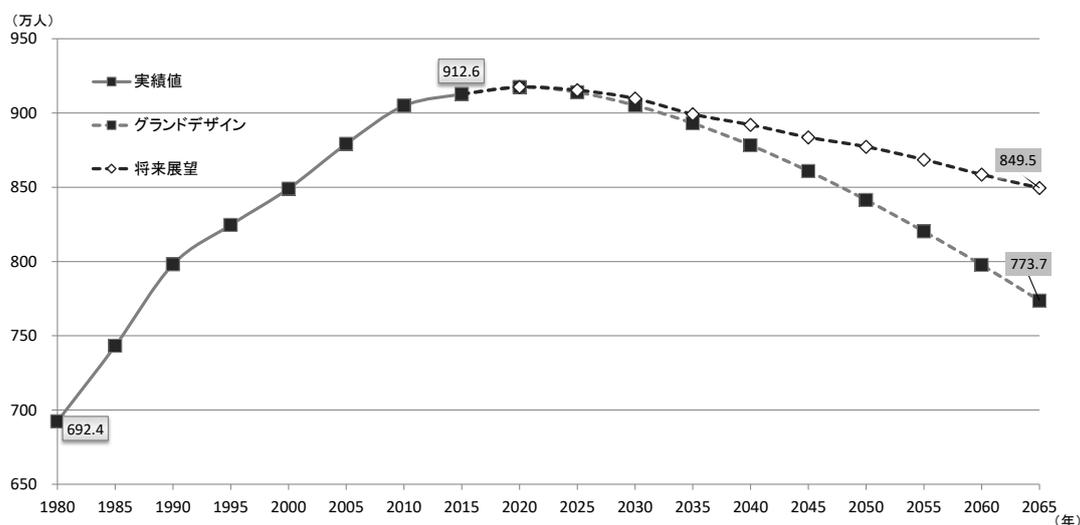
### (4) 3つのビジョン

克服すべき2つの課題の解決に向け、次の3つのビジョンを将来展望として整理。

- ・ ビジョン1 「合計特殊出生率」の向上（自然増に向けた対策）
- ・ ビジョン2 「マグネット力」の向上（社会増に向けた対策）
- ・ ビジョン3 「未病」の取組みによる健康長寿社会の実現（超高齢社会への対応）

### (5) 人口の将来展望

- ・ ビジョンが実現した場合の将来人口についてシミュレーションを行ったところ、かながわグランドデザインにおいて県が行った令和47年時点の推計773.7万人を上回り、849.5万人になると推計された。



## 第2期神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）

人口ビジョンで示した「克服すべき2つの課題」と「3つのビジョン」を受け、人口減少と超高齢社会を力強く乗り越えていくため、令和2年度から令和6年度までの5年間に取り組む施策等を示すもの。

### 1 構成

#### ○第1章 基本的考え方

- 1 総合戦略の位置付け
- 2 本県の地方創生の取組みとSDGs（持続可能な開発目標）

#### ○第2章 基本目標

- 基本目標1 経済のエンジンを回して魅力的なしごとを産み出し、一人ひとりが生き生きと働ける神奈川を創る
- 基本目標2 国内外から神奈川への新しいひとの流れをつくる
- 基本目標3 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- 基本目標4 活力と魅力あふれるまちづくり・誰もが活躍できる地域社会づくりを進める

#### ○第3章 具体的な施策

#### ○第4章 推進体制など

- 1 多様な担い手との連携
- 2 未来技術の活用による地域課題の解決、地域の魅力向上
- 3 PDCAによるマネジメントサイクル

### 2 概要

#### (1) 基本的考え方

##### ア 総合戦略の位置付け

第2期総合戦略は、人口ビジョンで掲げる3つのビジョンの実現を積極的に進めていくため、「かながわグランドデザイン 第3期実施計画」から「人口問題」の観点で施策を抽出し、令和2年度から令和6年度の5年間の目標や施策の基本的方向を整理したもの。

##### イ 本県の地方創生の取組みとSDGs（持続可能な開発目標）

県の地方創生の取組みは、かながわグランドデザインと同様に、SDGsの理念と軌を一にするものである。地方創生の取組みを進め、「いのち輝くマグネット神奈川」の実現をめざすことで、SDGsの目標である世界がめざす持続可能な社会の実現にも貢献していく。

## (2) 基本目標

### 基本目標 1 経済のエンジンを回して魅力的なしごとを産み出し、一人ひとりが生き生きと働ける神奈川を創る

神奈川の成長力を生かした神奈川らしい成長産業の創出などを通じて、経済のエンジンを回すことにより、県内にしごとをつくり、安定した雇用を生み出し、一人ひとりが生き生きと働くことができる社会の実現をめざす。

#### <数値目標>

- 企業立地支援件数（累計）
- 開廃業率の差（開業率から廃業率を引いた差）
- 企業経営の未病が改善した企業の割合（「未病 CHECK シート」をもとに、支援機関に相談した企業のうち、改善した企業の割合）
- 完全失業率（暦年）

### 基本目標 2 国内外から神奈川への新しいひとの流れをつくる

観光の振興、地域資源を活用したプロジェクトを推進することで、神奈川のマグネット力を高め、国内外からヒト・モノ・カネを引きつける。また、関係人口に着目し、来訪した人と地域の人との多様な交流機会を創出することで、各地域のマグネット力を高め、地域活性化を図り、移住・定住人口の増加につなげる。

#### <数値目標>

- 観光消費額総額（暦年）
- 入込観光客数（暦年）
- 県西地域の社会増減数（暦年）
- 三浦半島地域の社会増減数（暦年）
- 人口が転出超過の市町村数（暦年）

### 基本目標 3 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

「子どもを生むなら神奈川 子育てするなら神奈川」の実現をめざし、結婚から育児までの切れ目ない支援や女性の活躍支援、長時間労働の是正や通勤時間の短縮につながる働き方の導入支援などを通じて、安心して結婚、出産、子育てができる環境を整えるとともに、妊娠・出産などに関する知識の普及やライフキャリア教育を進め、若い世代の希望の実現を図る。

#### <数値目標>

- 希望出生率の実現（暦年）

- 保育所等利用待機児童数
- 25～44歳の女性の就業率（暦年）
- 1人当たり月所定外労働時間（事業所規模30人以上）（暦年）
- 「安心して子どもを産み育てられる環境が整っていること」に関する満足度（県民ニーズ調査）

<b>基本目標4 活力と魅力あふれるまちづくり・誰もが活躍できる地域社会づくりを進める</b>
---

既に超高齢社会が到来している中で、未病改善の取組みなどを通じて健康長寿のまちづくりを進め、超高齢社会を乗り越える社会システムを創っていく。

また、今後見込まれる人口減少の局面に対応できるよう、女性、高齢者、障がい者、外国人など誰もが居場所と役割を持ち活躍できる地域社会づくりや、安全で安心なまちづくり、「コンパクト+ネットワーク」の都市づくりの観点に立った持続可能な魅力あるまちづくりを進めるなど、活力と魅力あふれるまちづくりの実現をめざす。

**<数値目標>**

- 平均自立期間（日常生活動作が自立している期間の平均）（暦年）
- 長い人生を充実させるため、コミュニティなど、地域社会との関わりを大切にしている人の割合（県民ニーズ調査）
- 「通勤・通学・買い物など日常生活のための交通の便がよいこと」に関する満足度（県民ニーズ調査）
- 「神奈川県に住み続けたい」と思う人の割合（県民ニーズ調査）

**基本目標1 経済のエンジンを回して魅力的なしごとを産み出し、一人ひとりが生き生きと働ける神奈川を創る****(1) 成長産業の創出・育成、産業の集積****① 未病産業、最先端医療関連産業の創出・育成【政策】**

- ▶ 未病産業の創出・育成
- ▶ 最先端医療関連産業の創出・育成

**② ロボット関連産業の創出・育成【政策、福祉子どもみらい、産業労働】**

- ▶ ロボットの実用化の促進
- ▶ ロボットの普及・定着の促進
- ▶ 「ロボットと共生する社会」の実現に向けた取組み

**③ エネルギー関連産業の振興【産業労働】**

- ▶ エネルギー自立型の住宅・ビル・街の形成に取り組む企業への支援

**④ 産業集積の促進【政策、産業労働、県土整備】**

- ▶ 成長性の高いベンチャー企業の創出・育成
- ▶ 3つの特区などを活用した成長産業関連企業の立地促進
- ▶ 工場立地のための土地利用に係る規制緩和の検討
- ▶ 成長分野において地域の特性を生かして高い付加価値を創出する地域経済牽引事業の促進・支援

**(2) 産業の活性化****① 県内中小企業・小規模企業の活性化【産業労働】**

- ▶ 企業経営の未病改善の推進
- ▶ 中小企業の経営革新の促進
- ▶ 中小企業の必要とする人材とのマッチング
- ▶ 中小企業の円滑な事業承継の促進
- ▶ 経営基盤強化や経営安定化、生産性の向上などへの支援を行う総合的な中小企業支援体制の整備
- ▶ 中小企業の海外展開支援

**② 農林水産業の活性化【環境農政】**

(持続可能な経営基盤の確立)

- ▶ スマート農業などの新技術の開発・普及の推進
- ▶ 農地等の生産基盤の整備・保全の推進

(農林水産物のブランド力の強化による利用拡大)

- ▶ 県民ニーズに応じた県内農林水産物の提供の促進
- ▶ かながわ認証木材の安定利用の促進

- ▶ かながわブランドの認知度向上

### (3) 就業の促進と人材育成

#### ① 就業支援の充実【産業労働】

- ▶ 中高年齢者、女性、若年者の就業支援
- ▶ 障がい者の雇用促進
- ▶ 安心して働ける労働環境の整備

#### ② 産業を支える人材育成【環境農政、産業労働、教育】

- ▶ 中小企業等を支える専門技術者の育成
- ▶ 生徒の個性や能力を伸ばすための県立高校専門学科などにおける質の高い教育の充実
- ▶ グローバル人材の育成
- ▶ 農林水産業の新たな担い手の育成・確保の推進

#### ③ 外国人材の育成・活躍支援【福祉子どもみらい、健康医療、産業労働】

- ▶ 外国人材の育成
- ▶ 外国人材の活躍支援

## 基本目標2 国内外から神奈川への新しいひとの流れをつくる

### (1) 観光の振興

#### ① 観光資源の発掘・磨き上げ【国際文化観光】

- ▶ 魅力ある観光地の形成
- ▶ 観光消費につながるコンテンツづくり
- ▶ 多様なテーマに沿って県内の周遊を促すツーリズムの推進

#### ② 戦略的プロモーションの推進【国際文化観光】

- ▶ 観光消費を高めるプロモーションの推進
- ▶ 多様な関係者と連携したプロモーションの推進

#### ③ 受入環境の整備【国際文化観光】

- ▶ 観光客が快適で安全・安心に旅ができる受入環境の整備
- ▶ 観光客を迎えるおもてなしの向上

### (2) 地域資源を活用した魅力づくり

#### ① 県西地域活性化プロジェクトの推進【政策、環境農政、健康医療】

- ▶ 「未病を改善する」取組みの推進
- ▶ 県西地域の自然環境などを生かした観光の振興
- ▶ 県西地域における「関係人口」の創出

#### ② 三浦半島魅力最大化プロジェクトの推進【政策、県土整備】

- ▶ 三浦半島の観光の魅力を高める取組みの推進
- ▶ 「半島で暮らす」魅力を高める取組みの推進

### ③ かながわシープロジェクトの推進【政策】

- ▶ 海からしか見ることができない景観を観光コンテンツとした海洋ツーリズムの展開
- ▶ 神奈川の海の多彩な魅力を伝える「Feel SHONAN」ウェブサイト・SNSによる情報発信

### ④ マグカルの推進【国際文化観光】

- ▶ 地域の文化資源を生かしたマグカルの推進

### ⑤ 地域のマグネットとなる魅力づくり【政策、環境農政、産業労働】

- ▶ ダム湖と周囲の自然環境を生かした水源地域の活性化
- ▶ まちの賑わいを創出する商店街の振興
- ▶ 伝統工芸品など地域に根ざした産業の振興

## (3) 移住・定住の促進

### ① 関係人口の創出を通じた移住・定住の促進【政策】

- ▶ 地域の魅力を生かした移住の促進
- ▶ 暮らしとしごとの相談・支援
- ▶ 「関係人口」の創出

## 基本目標3 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

### (1) 結婚から育児までの切れ目ない支援

#### ① 若い世代の経済的安定と結婚の希望をかなえる環境づくり

【福祉子どもみらい、産業労働】

- ▶ ライフキャリア教育の促進
- ▶ 若者の就業支援
- ▶ ニート等困難を有する若者の相談・支援の充実
- ▶ 結婚に向けた機運の醸成

#### ② 妊娠・出産を支える社会環境の整備【福祉子どもみらい、健康医療】

- ▶ 母子保健の推進
- ▶ 思春期から妊娠適齢期の男女を対象とした健康相談や健康教育
- ▶ 不妊治療に対する支援
- ▶ 産科医の確保・育成
- ▶ 周産期救急医療体制の整備・充実

#### ③ 子育てを応援する社会の実現【福祉子どもみらい、健康医療、県土整備、教育】

(子ども・子育てを支える社会環境の整備)

- ▶ 社会全体で多様な子育てを応援する環境づくり
- ▶ 保育環境の整備
- ▶ 保育人材の確保・育成やニーズに応じた幼児期の教育・保育の提供

- ▶ 放課後児童クラブをはじめとした子どもの放課後などにおける育ちの場の整備
- ▶ 子育て世代に対する総合的な支援（子育て世代包括支援センターにおける支援）
- ▶ 多世代居住のまちづくりの推進
- ▶ 小児救急医療体制の整備・充実

（支援を必要とする子ども・家庭への対応）

- ▶ 貧困の状況にある子どもへの支援
- ▶ 高校生などへの就学支援の充実
- ▶ 多子世帯への支援

## **(2) 女性の活躍支援と男女共同参画の推進**

### **① 女性の活躍支援と男女共同参画の推進【福祉子どもみらい、産業労働】**

- ▶ 男女の役割分担意識の改革や意識啓発に向けた取組みの推進
- ▶ 女性の活躍の推進
- ▶ 女性登用の促進

## **(3) 働き方の改革**

### **① 多様な働き方ができる環境づくり【福祉子どもみらい、健康医療、産業労働】**

- ▶ 働き方改革の推進に向けた企業へのワーク・ライフ・バランスの普及啓発・支援
- ▶ 企業へのテレワークの導入推進
- ▶ 男性が育児参加できる環境づくり
- ▶ 子ども・子育てを支援する企業の認証
- ▶ 患者の治療と仕事の両立支援

## **基本目標 4 活力と魅力あふれるまちづくり・誰もが活躍できる地域社会づくりを進める**

### **(1) 健康長寿のまちづくり**

#### **① 未病を改善する環境づくり**

【政策、スポーツ、福祉子どもみらい、健康医療、産業労働、県土整備、教育】

（ライフステージに応じた未病対策）

- ▶ 子どもの未病を改善する基礎づくり
- ▶ 女性の未病対策
- ▶ こころの健康づくりの推進など働く世代への未病対策
- ▶ コグニサイズの展開やオーラルフレイル対策など高齢者への未病対策

（未病改善を支える社会環境づくり）

- ▶ 未病センターや県立都市公園など身近な場所で未病を改善する場の提供や環境づくり
- ▶ 未病バレー「ビオトピア」を活用した未病の総合的な普及啓発
- ▶ ヘルスケア分野における社会システムの変革を起こす人材の育成

（健康情報の活用による効果的な施策の推進）

- ▶ 健康情報の活用による未病改善の推進
- ▶ 未病改善に向けた未病指標の構築・活用促進

## ② 高齢になっても活躍できる社会づくり

【政策、福祉子どもみらい、健康医療、産業労働、県土整備】

(地域包括ケアシステムの推進)

- ▶ 地域包括ケアを担う人材の育成
- ▶ 介護人材の定着・確保と介護保険施設の計画的整備の促進
- ▶ 福祉サービスを安心して利用することができるしくみづくり
- ▶ 地域のニーズに対応した医療体制の整備・充実
- ▶ サービス付き高齢者向け住宅の供給促進など高齢者をとりまく居住環境の安定確保
- ▶ 健康団地の取組みの推進

(認知症の人にやさしい地域づくり)

- ▶ 認知症の人への適切な医療・介護を提供するための体制整備
- ▶ 若年性認知症の人の自立支援ネットワークの構築
- ▶ 認知症の本人や家族の視点を踏まえた施策の充実

(健康・生きがいづくり)

- ▶ 高齢者の健康・生きがいづくりの推進
- ▶ 「人生100歳時代」におけるライフデザイン支援
- ▶ シニア世代の就業や起業の支援
- ▶ 福祉コミュニティづくりを担う人材の育成・定着
- ▶ 最先端技術を活用した高齢者に優しい地域づくり

## ③ 誰もが生涯にわたりスポーツに親しめる社会の実現【スポーツ】

(誰もが生涯を通じて楽しめるスポーツ活動の推進)

- ▶ 生涯を通じた豊かなスポーツライフの基礎づくり
- ▶ 成人期におけるスポーツの習慣化
- ▶ スポーツを通じた健康・生きがいづくり
- ▶ スポーツを通じた世代を超えた地域交流の推進

(スポーツ活動を広げる環境づくりの推進)

- ▶ スポーツ環境の基盤となる「人材」育成とスポーツする「場」の充実
- ▶ 障がい者スポーツの推進
- ▶ 神奈川育ちのアスリートの育成と競技力の向上
- ▶ スポーツを通じた未病改善の実践と検証

(大規模なスポーツイベントを盛り上げ、レガシーを創出・継承する取組み)

- ▶ 大規模なスポーツイベントに向けた機運醸成と大会の成功を通じたスポーツの普及推進

## (2) 誰もが活躍できる地域社会の実現

### ① 障がい者が活躍できる地域社会づくり【福祉子どもみらい、産業労働】

- ▶ 障がい者の社会参加の促進
- ▶ 障がい及び障がい児・者に対する理解促進

### ② 外国人が活躍できる地域社会づくり

【国際文化観光、福祉子どもみらい、健康医療、産業労働、教育】

- ▶ 多文化理解の推進
- ▶ 外国籍県民等も安心してらせる地域社会づくり
- ▶ 外国人が活躍できる環境づくり
- ▶ 外国人材の育成 <再掲>
- ▶ 外国人材の活躍支援 <再掲>

### ③ 支え合いによる地域社会づくり

【政策、くらし安全防災、福祉子どもみらい、県土整備、教育、警察本部】

- ▶ 災害に備えた自助・共助の取組みの促進
- ▶ バリアフリーのまちづくりの推進
- ▶ 地域の活性化や課題解決に取り組む人材の育成
- ▶ コミュニティ・スクールの導入・運営による地域の新たなコミュニティの核となる学校づくり
- ▶ SDGsの「自分事化」と地域コミュニティ活性化の推進

## (3) 持続可能な魅力あるまちづくり

### ① 次世代につなぐ活力と魅力あふれるまちづくりの推進

【政策、総務、くらし安全防災、環境農政、県土整備、企業】

- ▶ 空き家を活用した住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録促進
- ▶ 地域の実情に応じた都市機能の集約化などの推進
- ▶ 県有地・県有施設の有効活用
- ▶ 歴史的建造物の保全・活用
- ▶ 都市拠点の整備と環境と共生するまちづくり
- ▶ 廃棄物ゼロ社会づくり

### ② 交流と連携を支える交通ネットワークの充実【県土整備】

- ▶ 交流幹線道路網の整備
- ▶ 道路網の有効活用
- ▶ 鉄道網の整備促進、鉄道の安定輸送の確保
- ▶ 路線バスなどの公共交通の充実・確保

### Ⅲ 令和元年度環境農政局所管公共事業評価の実施結果について

環境農政局では、所管する公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、事業の採択や実施、完了から一定の期間が経過した公共事業について、神奈川県環境農政局所管公共事業の再評価実施要領及び事後評価実施要領に基づき、再評価及び事後評価を実施している。

令和元年11月27日付けで「神奈川県環境農政局公共事業評価委員会（以下「公共事業評価委員会」という。）」から提出された意見を受けて、令和元年度の県の対応方針を決定したので、その概要を報告する。

#### 1 評価の概要

##### (1) 再評価

次のいずれかの要件に該当する事業を対象に、事業の進捗状況やコスト削減の可能性等の視点から事業継続の可否の評価を行い、事業の継続に当たっては、必要に応じ事業の見直しを行う。また、事業の継続が適当と認められない場合には、事業の休止又は中止をする。

- ア 事業採択後、5年を経過した年度において継続中の国庫補助事業
- イ 事業実施後、5年を経過した年度において継続中の県単独事業
- ウ 再評価実施後、5年を経過した年度において継続中の事業

##### (2) 事後評価

次のいずれかの要件に該当する事業を対象に、事業完了後の事業の効果及び周辺環境への影響等について評価し、効果が認められた事業の事後評価を終了する。併せて、評価結果を今後実施する事業の計画や、実施中の事業に反映させる。

なお、引き続き効果を検証する必要がある事業については、改めて事後評価を実施する。

- ア 全体事業費が5億円以上で、完了から5年を経過した事業
- イ 過去において再評価を実施した事業で、完了から5年を経過した事業

#### 2 評価の流れ

評価に当たって、県は各評価対象事業の対応方針（案）を作成し、学識経験者等の第三者で構成する公共事業評価委員会に対し意見を求め、その意見を尊重して、県の対応方針を決定するとともに、実施結果を公表する。

### 3 令和元年度の評価対象事業

本年度は、次の事業について評価を実施した。

#### (1) 再評価

	事業名（箇所名）	県の対応方針（案）
①	県営かんがい排水事業（相模川右岸2期地区）	継続（期間延長）
②	基幹農道整備事業（早川石橋2期地区）	継続（期間延長）

#### (2) 事後評価

事業名（箇所名）	県の対応方針（案）
林道開設事業（八丁神縄）	十分な効果の発現が認められたことから、事後評価を終了する。

## 4 評価対象事業の概要

<再評価>

### ① 県営かんがい排水事業〔相模川右岸2期地区（厚木市他）〕



#### ア 事業目的

老朽化した幹線用水路を改修し、用水を安定的に供給することで、作物生産の増加や品質の向上など、農業生産性の向上を図るとともに、周辺農地や家屋等への被害（冠水や沈下等）防止を図る。

イ 事業箇所 厚木市、伊勢原市、平塚市

ウ 事業概要 用水路改修 2期：10,185m（全体：18,329m）

エ 事業期間 平成元年度～令和5年度

工事着手前



工事完了



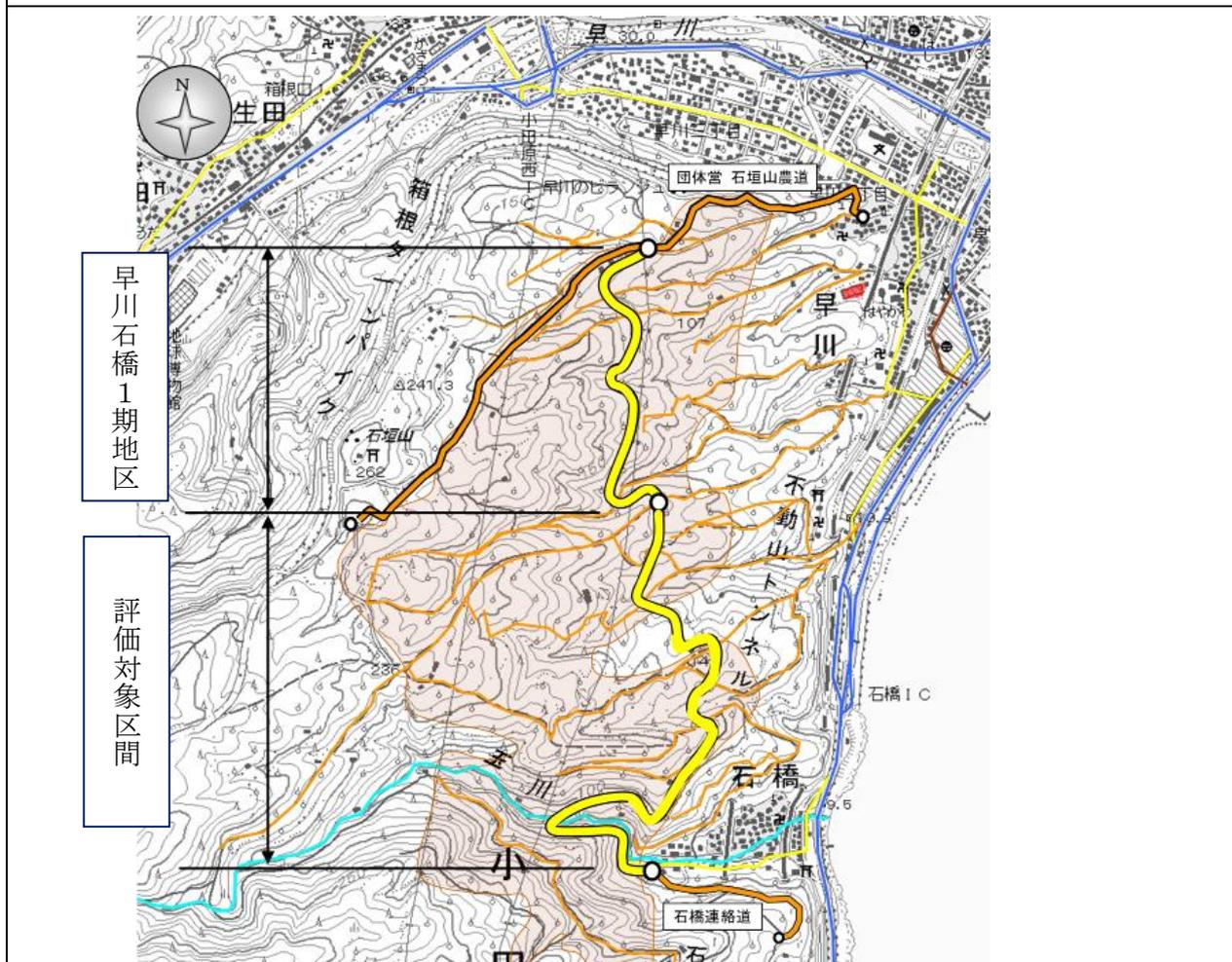
工事着手前



工事完了



② 基幹農道整備事業〔早川石橋2期地区（小田原市）〕



ア 事業目的

集落とほ場を東西方向に結ぶ複数の既設農道を横断的に連絡する基幹農道を整備し、農作物の集出荷作業の省力化及び流通の改善による営農条件の改善や、農村環境の改善による地域活性化を図る。

イ 事業箇所 小田原市早川、石橋

ウ 事業概要 農道工 2期：2,120m（全体：3,290m）

エ 事業期間 平成12年度～令和5年度

工事着手前

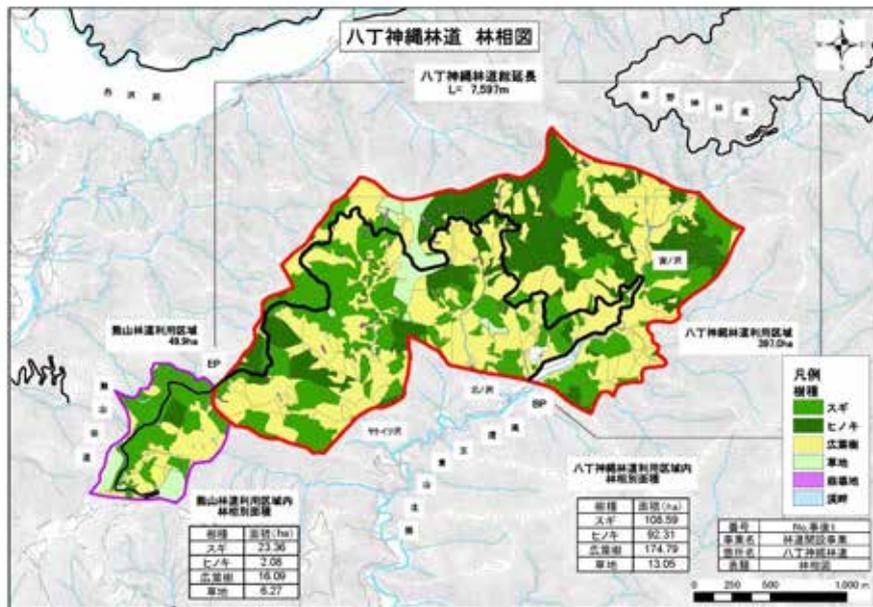


工事完了(舗装前)



<事後評価>

林道開設事業〔八丁神縄（山北町）〕



ア 事業目的

県の中でも人工林率が53%（県平均38%）と高い一帯において、森林の整備に必要となる連絡路線を新たに開設し、森林整備の機械化や効率化、更には森林の持つ多面的機能の高度発揮を図る。

イ 事業箇所 足柄上郡山北町皆瀬川地内

ウ 事業概要 林道開設 7,597m

エ 事業期間 平成7年度～平成26年度



## 5 公共事業評価委員会の意見等

### (1) 意見（主文）

「対象公共事業については、概ね対応方針（案）のとおりとすることを相当とする」

### (2) 附帯意見及び県の今後の対応

#### ア 総論的意見

##### 【附帯意見】

農林業は、農産物や林産物の供給以外にも、県土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等の多面的な機能を有しており、将来にわたり広く県民に豊かさをもたらす重要な役割を担っている。しかしながら、本県の農林業を取り巻く環境は年々厳しさを増しており、自然環境と調和した農林業の持続可能な経営と神奈川らしい農林業の発展を支援するための公共事業の適切な実施は、SDGs（持続可能な開発目標）の達成の観点からも、きわめて重要な行政課題となっている。

公共事業を実施するに当たっては、経費の削減や自然環境の保全に十分に配慮するとともに、公共事業の効果を客観的かつ定量的に測定し、そのデータを積極的に開示して県民の理解を深め、公共事業の成果を最大限に引き出すための改善に不断に取り組むことが望まれる。

また、気候変動による自然災害の激甚化に対し、従来の災害想定や公共工事の適用工法を適宜見直し、自然環境や生態系に十分配慮しつつ、公共インフラのいっそうの強靱化に取り組むことが求められる。

##### 【附帯意見を受けての県の今後の対応】

公共事業の実施に当たっては、経費の削減や自然環境の保全に十分に配慮するとともに、公共事業の効果を客観的かつ定量的に測定し、そのデータを積極的に開示して県民の理解を深め、公共事業の成果を最大限に引き出すための改善に不断に取り組む。

また、気候変動による自然災害の激甚化に対し、災害を受けにくい工法の工夫に努め施設の強靱化に取り組む。

## イ 各論的意見

### <再評価>

① 県営かんがい排水事業〔相模川右岸 2 期地区（厚木市他）〕
<p><b>【附帯意見】</b></p> <p>すでに事業開始から40年近く経過していることから、初期に整備を行った箇所については適切に機能診断を行い、必要に応じて最新工法による補強工事を行い、経費削減と環境配慮に努めること。</p>
<p><b>【附帯意見を受けての県の今後の対応】</b></p> <p>現在の事業を計画どおり完成させるとともに、初期に整備を行った完成区間については機能診断等を基にした個別施設計画により必要に応じて更新・補強を行っていく。また、全区間をとおして、工事の実施にあたっては工法の見直しによる経費縮減や環境配慮に努める。</p>
② 基幹農道整備事業〔早川石橋 2 期地区（小田原市）〕
<p><b>【附帯意見】</b></p> <p>耕作放棄されたみかん園を県が「体験研修農園」として整備し、県民から研修生を募集する「オレンジファーマー事業」が7地区に開設されるなど、耕作放棄地対策に関しては一定の成果がみられるものの、みかん農家を取り巻く経営環境は厳しい。農業経営の安定化と地域の活性化のため、周辺の観光資源との連携強化など多面的かつ総合的な農業振興策の推進を図ること。</p>
<p><b>【附帯意見を受けての県の今後の対応】</b></p> <p>農業経営の安定化や地域の活性化につなげるため、農道整備により周辺観光資源との連携や回遊性を高めるとともに、全線開通に向けて、総合的な農業振興が図れるよう、地元市やJAと共に活用のあり方について検討を深めていく。</p>

<事後評価>

林道開設事業〔八丁神縄（山北町）〕
<p><b>【附帯意見】</b></p> <p>今回の台風被害は従来の工事（工法）の想定を超える自然災害が今後も発生する蓋然性が高いことを示している。したがって、今回の被害状況に鑑み、今後実施する事業の計画や実施中の事業においては、従来の災害想定や適用工法を適宜見直し、自然環境や生態系に十分配慮しつつ、公共インフラのいっそうの強靱化に取り組むことが求められる。</p>
<p><b>【附帯意見を受けての県の今後の対応】</b></p> <p>今回の台風被害を受け、今後の事業実施にあたっては、自然環境や生態系に十分配慮すると共に、国が定める林道規程・林道技術基準等を踏まえながら、災害を受けにくい工法の工夫に努め施設の強靱化に取り組む。</p>

## 6 令和元年度の対応方針

公共事業評価委員会から提出された意見を受け、次のとおり県の対応方針を決定した。

### (1) 再評価

	事業名（箇所名）	県の対応方針
①	県営かんがい排水事業（相模川右岸2期地区）	継続（期間延長）
②	基幹農道整備事業（早川石橋2期地区）	継続（期間延長）

### (2) 事後評価

事業名（箇所名）	県の対応方針
林道開設事業（八丁神縄）	十分な効果の発現が認められたことから、事後評価を終了する。

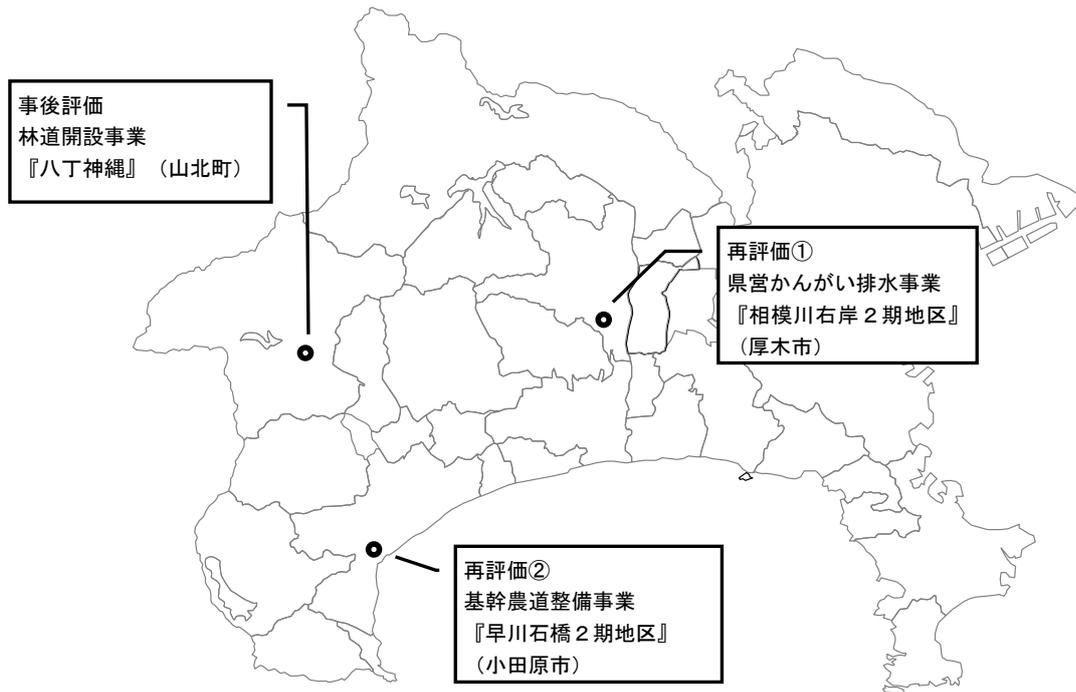
参考

公共事業評価委員会委員名簿

役職	氏名	職業等	分野名
委員長	小池 治	横浜国立大学大学院 国際社会科学研究院教授	地域社会形成に関する分野
副委員長	佐藤 正幸	弁護士	社会情勢に関する分野
委員	青砥 航次	NPO法人神奈川県自然保護 協会副理事長	環境に関する分野
委員	竹内 康	東京農業大学 地域環境科学部教授	農林水産業に関する技 術的分野（農業・農村）
委員	山下 東子	大東文化大学 経済学部教授	農林水産業に関する技 術的分野（水産・漁業）
委員	吉岡 拓如	東京大学大学院 農学生命科学研究科准教 授	農林水産業に関する技 術的分野（森林・林業）

（任期：平成31年4月1日から令和3年3月31日まで）

評価対象事業位置図



## IV 「神奈川県条例の見直しに関する要綱」に基づく環境農政局所管条例の見直し結果について

県では、「神奈川県条例の見直しに関する要綱」に基づき、一定期間ごとに条例の見直しを行っている。

条例の見直しの周期は、施行の日から5年を経過することとしており、必要性、有効性、効率性、基本方針適合性、適法性の5つの視点から見直すこととしている。

このたび、環境農政局において所管する次の6条例について、当該要綱に基づく見直しを行ったことから、その結果を報告する。

### 1 条例の見直しの結果

#### (1) 運用の改善等を検討する条例（1条例）

条例名	見直し結果
神奈川県環境影響評価条例	現行条例の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止の必要はないが、環境影響評価をよりの確に行うため、運用の改善等を検討する。

#### (2) 改正・廃止及び運用の改善等の必要がない条例（5条例）

条例名	見直し結果
神奈川県環境基本条例	現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止及び運用の改善等は必要ない。
大気汚染防止法第4条第1項の規定による排出基準及び水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例	
自然環境保全条例	
神奈川県立自然公園条例	
神奈川県蜜蜂転飼調整条例	

### 2 見直しの結果に基づく措置の予定

「神奈川県環境影響評価条例」については、今後、運用の改善等の検討を行い、運用の改善等を行うこととした場合には、遅滞なく必要な措置を講ずる。

(参考1) 条例の見直し結果概要

条 例 名	神奈川県環境影響評価条例	
条 例 番 号	昭和55年神奈川県条例第36号	
所 管 室 課	環境農政局環境部環境計画課	
条 例 の 概 要	神奈川県環境基本条例の本旨を達成するため、土地の形状の変更、工作物の建設等の事業の実施が環境に及ぼす影響について、事業者が、あらかじめ調査、予測及び評価を行い、知事が、その結果を公表し、これに対する意見を住民及び市町村長に求め、事業者に対し、環境保全上の見地から適正な配慮を求めるための手続等に関する必要な事項を定めている。	
検 討	視 点	検 討 内 容
	必要性 〔 現在でも必要な条例か。 〕	環境に著しい影響を及ぼすおそれがある事業については、その実施前に環境保全上の見地から適正な配慮が求められるため、条例により事業の実施に際して行う環境影響評価手続を定める必要があり、本条例は現在においても必要な条例である。
	有効性 〔 現行の内容で課題が解決できるか。 〕	県は環境影響評価手続において、過去5年間に19件の審査を行っており、現在及び将来の良好な環境の保全及び創造に資するという本条例の目的の実現に一定の効果を発揮していることから、有効である。 ただし、環境影響評価法施行令の改正によって太陽光発電事業が法対象事業に追加されたことを受け、運用の見直し等を検討する。
	効率性 〔 現行の内容で効率的といえるか。 〕	手続内容及び時期を具体的に規定して、調査等の結果を適切な時期に公表し、これに基づき住民及び市町村長の意見を聴くこととしており、事業者に対して効率的に環境保全上の見地から適正な配慮を求めることができる制度となっている。 また、他の法令による手続との調整について規定することによって手続の重複を回避するなど、本条例の目的達成のために効率的な内容となっている。
	基本方針適合性 〔 県政の基本的な方針に適合しているか。 〕	本条例で定める環境影響評価手続は、事業者に環境への配慮を促すことにより、「かながわランドデザイン」（基本構想）の政策分野「エネルギー・環境」の2025年にめざすがたで掲げている「県民、NPO、企業、団体、行政などすべての活動の担い手が、日常生活や事業活動の中で、より積極的に環境に配慮して行動することにより、持続可能な社会の構築」を目指すものであり、県政の基本方針に適合している。
	適法性 〔 憲法、法令に抵触しないか。 〕	本条例で定める環境影響評価手続は、本条例の目的を達成するために必要かつ合理的な内容であり、憲法・法令に抵触しない。
その他	規則で引用している他法令等の改正等に伴い、規則改正を行う。	
見 直 し 結 果	1 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。	理 由 等 現行条例の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止の必要はないが、環境影響評価をよりの確に行うため、運用の改善等を検討する。
	② 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。	
	3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。	
	4 改正及び運用の改善等を検討する。	
	5 廃止を検討する。	

(参考2) 条例の見直し結果概要

条 例 名	神奈川県環境基本条例	
条 例 番 号	平成8年神奈川県条例第12号	
所 管 室 課	環境農政局環境部環境計画課	
条 例 の 概 要	現在及び将来の県民の健康で安全かつ文化的な生活を確保するため、環境の保全及び創造に関する基本理念等を定めるもので、本県の環境施策の基本的な方向づけをなすため必要な事項を定めている。	
検 討	視 点	検 討 内 容
	必要性 ( 現在でも必要な条例か。 )	この条例は、現在及び将来の県民の健康で安全かつ文化的な生活を確保するため、環境の保全及び創造に関する基本理念等を定める条例で、本県の環境施策の基本的な方向づけをなすため、本条例は、その目的達成のため引き続き必要な条例である。
	有効性 ( 現行の内容で課題が解決できるか。 )	条例で規定している基本理念や施策の基本指針は、今日の環境問題を解決していくうえで有効である。 条例は第7条で、基本理念に則った環境施策を推進するうえでの基本的な計画(環境基本計画)を定めることとし、第8条は、環境に影響を及ぼすと認められる施策の実施等に当たっては、環境基本計画との整合を図ることを求めている。このように、環境基本計画を中心とした環境の保全及び創造に関する施策の総合的、計画的な推進を図る仕組みは、この条例を根拠に構築されている。 多岐にわたる行政分野の環境施策を基本理念にのっとり総合的、計画的に推進していくため、本条例は有効に機能している。
	効率性 ( 現行の内容で効率的といえるか。 )	条例に基づき、上記のような環境施策を総合的、計画的に推進するための効率的な仕組みが構築されており、条例の目的達成のため、本条例は効率的に機能している。
	基本方針適合性 ( 県政の基本的な方針に適合しているか。 )	条例に基づき定める環境基本計画は、「かながわグランドデザイン」(基本構想)の政策分野「エネルギー・環境」の軸となる個別計画に位置づけられ、環境基本計画に基づき県が取り組む施策の基本方向も「かながわグランドデザイン」と整合が図られていることから、県政の基本方針に適合している。
	適法性 ( 憲法、法令に抵触しないか。 )	本条例で規定している環境の保全及び創造に関する取組の推進に必要な事項は、憲法や法令に抵触するものではない。
	その他	
見直し結果	① 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。 2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。 3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。 4 改正及び運用の改善等を検討する。 5 廃止を検討する。	理 由 等  現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。

(参考3) 条例の見直し結果概要

条 例 名	大気汚染防止法第4条第1項の規定による排出基準及び水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例	
条 例 番 号	昭和46年神奈川県条例第52号	
所 管 室 課	環境農政局環境部大気水質課	
条 例 の 概 要	県内の区域について、大気汚染防止法第4条第1項の規定により有害物質の排出基準を定めるとともに、水質汚濁防止法第3条第3項の規定により排出水の汚染状態に係る排水基準を定めている。	
検 討	視 点	検 討 内 容
	必要性 〔 現在でも必要な条例か。 〕	京浜臨海部における工業地帯の立地や都市化の進展などの社会的条件から、大気汚染防止法又は水質汚濁防止法に基づく全国一律基準より厳しい基準を定めて規制しているが、県民の健康を保護し、生活環境を保全するには、現行の条例による規制を継続することが必要である。
	有効性 〔 現行の内容で課題が解決できるか。 〕	法律に基づく全国一律基準より厳しい基準を定めたことにより、大気環境及び水環境は長期的には改善されてきているため、本条例は有効に機能している。
	効率性 〔 現行の内容で効率的といえるか。 〕	法律に基づく全国一律基準より厳しい排出基準及び排水基準を定めたことにより、大気環境及び水環境は長期的には改善されてきており、県民の健康の保護及び生活環境の保全を効率的に推進している。
	基本方針適合性 〔 県政の基本的な方針に適合しているか。 〕	大気水質保全の取組は、「かながわグランドデザイン」（基本構想）の政策分野「エネルギー・環境」の「生活環境の保全」に位置付けられており、県の基本方針に適合するものである。
	適法性 〔 憲法、法令に抵触しないか。 〕	大気汚染防止法及び水質汚濁防止法では、県が法律より厳しい基準を条例で定めることができることを規定しており、憲法、法令には抵触しない内容である。
その他		
見 直 し 結 果	① 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。 2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。 3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。 4 改正及び運用の改善等を検討する。 5 廃止を検討する。	理 由 等  現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。

(参考4) 条例の見直し結果概要

条 例 名	自然環境保全条例	
条 例 番 号	昭和47年神奈川県条例第52号	
所 管 室 課	環境農政局緑政部自然環境保全課	
条 例 の 概 要	自然環境保全法及び神奈川県環境基本条例の本旨を達成するため、自然環境保全地域の指定、当該地域における規制、その他自然環境の維持及び回復について必要な事項を定めている。	
検 討	視 点	検 討 内 容
	必要性 〔 現在でも必要な条例か。 〕	本条例が目的とする生物の多様性の確保その他の自然環境の保全等の総合的推進は、世界的な目標である「持続可能な開発目標 (SDGs)」の17の目標のうち、「14. 海の豊かさを守ろう」及び「15. 陸の豊かさを守ろう」と軌を一にする取組であり、今日的な重要課題である。 また、本条例に基づく自然環境保全地域の指定制度は、良好な自然環境を有している地域を指定し、一定の行為を規制するもので、本条例でしか保全できない地域がある。以上より本条例は現在も高い必要性を有しているといえる。
	有効性 〔 現行の内容で課題が解決できるか。 〕	本条例により指定された自然環境保全地域は、現在においても指定当時の良好な自然環境を有しており、本条例による規制が有効に機能しているといえる。 また、本条例第22条の趣旨に基づき、県と開発行為者が締結する「みどりの協定」制度は、指定地域以外の緑地破壊の抑止のため有効に機能している。
	効率性 〔 現行の内容で効率的といえるか。 〕	自然環境保全法の規定に基づき、自然環境保全地域(普通地区、特別地区)の指定や区域内における行為の規制等を定めたものであり、普通地区は届出制、特別地区は許可制とし、地区ごとに必要最小限の規制を定めた効率的な内容となっている。
	基本方針適合性 〔 県政の基本的な方針に適合しているか。 〕	本条例に規定している、県自然環境保全地域を保全するための規制や責務は、「かながわグランドデザイン」(基本構想)の政策分野「エネルギー・環境」の「自然環境の保全・再生と活用」に合致する。また、県自然環境保全地域の指定制度は「かながわ生物多様性計画」の「法令・制度を通じた生態系の保全」の中にも位置付けられている。
	適法性 〔 憲法、法令に抵触しないか。 〕	自然環境保全地域内の一定の行為を制限する規定や罰則規定については、自然環境保全法の規制の範囲内において規定しているものであり、過度な規制ではなく、憲法や法令に抵触するものではない。
その他		
見 直 し 結 果	① 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。 2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。 3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。 4 改正及び運用の改善等を検討する。 5 廃止を検討する。	理 由 等  現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正、廃止及び運用の改善等の必要はない。

(参考5) 条例の見直し結果概要

条 例 名	神奈川県立自然公園条例	
条 例 番 号	昭和34年神奈川県条例第6号	
所 管 室 課	環境農政局緑政部自然環境保全課	
条 例 の 概 要	優れた自然の風景地を保護するとともに、利用の増進を図るために、自然公園法の規定に基づき、県立自然公園の指定や当該公園の区域内における行為の規制等について必要な事項を定めている。	
検 討	視 点	検 討 内 容
	必要性 〔 現在でも必要な条例か。 〕	自然公園法第73条により条例で定めることとされている県立自然公園の指定や当該公園の区域内における行為の規制等を定めたもので、本条例に基づき指定した県立自然公園の利用者数は増加傾向にあり、引き続き県立自然公園として、その優れた自然の風景を保護するとともに、利用の増進を図る必要があることから、本条例は、その目的達成のため引き続き必要な条例である。
	有効性 〔 現行の内容で課題が解決できるか。 〕	自然公園法の規定に基づき、同法と同様に、県立自然公園の保護又は利用のための規制及び施設に関する計画の決定や、当該計画に基づく施設整備及び行為の規制等を規定し、その施設整備及び行為の規制等によって、自然公園の目的である優れた自然の風景地の保護と利用の増進が図られており、有効に機能している。
	効率性 〔 現行の内容で効率的といえるか。 〕	自然公園法の規定に基づき、県立自然公園の指定や当該公園の区域内における行為の規制等を定めたもので、条例の目的達成のため、効率的な内容となっている。 なお、条例の運用に当たっては、市町村と協議の上、市町村が処理することが適当と認められる事務については、市町村に権限移譲するなど、条例の目的達成のため、効率的に機能している。
	基本方針適合性 〔 県政の基本的な方針に適合しているか。 〕	本条例に基づく施策は、「かながわグランドデザイン」（基本構想）の政策分野「エネルギー・環境」の「自然環境の保全・再生と活用」に合致する。また、「かながわ生物多様性計画」の「法令・制度を通じた生態系の保全」にも位置付けられており、県政の基本方針に適合している。
	適法性 〔 憲法、法令に抵触しないか。 〕	指定区域内の一定の行為について規制する規定や罰則規定を有するが、自然公園法の規定による規制の範囲内において条例で必要な規制を定めることができるとの同法の規定に基づき規定しているものであり、過度な規制ではなく、憲法や法令に抵触するものではない。
その他		
見 直 し 結 果	① 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。 2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。 3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。 4 改正及び運用の改善等を検討する。 5 廃止を検討する。	理 由 等  現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。

(参考6) 条例の見直し結果概要

条 例 名	神奈川県蜜蜂転飼調整条例	
条 例 番 号	昭和29年神奈川県条例第48号	
所 管 室 課	環境農政局農政部畜産課	
条 例 の 概 要	<p>蜜蜂の飼養者が相互に利害を阻害されないよう、県内における蜜蜂の調整を行い、養蜂事業の健全な発達を図ることを目的に、転飼の許可及び手数料に関し必要な事項を定めている。</p>	
検 討	視 点	検 討 内 容
	必要性 〔 現在でも必要な条例か。 〕	<p>蜜蜂の飼養者が必要な蜜源を確保し相互に利害を阻害されないよう、蜜蜂の転飼を知事の許可により行い、蜂群の配置を適正に調整する必要がある、引き続き県が本条例により取組を進める必要がある。</p>
	有効性 〔 現行の内容で課題が解決できるか。 〕	<p>蜜蜂の転飼については県職員、県養蜂組合員を委員として構成する神奈川県蜜蜂転飼調整委員会が調整し、県知事が転飼の許可を与えることで蜂群の適正配置がなされており、条例は有効に機能している。</p>
	効率性 〔 現行の内容で効率的といえるか。 〕	<p>養蜂振興法に基づく蜜蜂飼育届により県内における年間の転飼計画を把握し、神奈川県蜜蜂転飼調整委員会で予め一括調整したうえで許可を与えており、効率的に機能している。</p>
	基本方針適合性 〔 県政の基本的な方針に適合しているか。 〕	<p>本条例による許可及び調整により、県内の蜜源から採取した蜂蜜の生産、施設園芸及び果樹等の受粉交配による農産物生産に貢献することで、地産地消を通じた県民ニーズに応じた新鮮で安全・安心な農林水産物の生産の拡大と同時に安定した農林水産物の持続に協力しており、「かながわグランドデザイン」（基本構想）の政策分野「産業・労働」の「農林水産物の活性化」に合致するものであり、県政の基本方針に適合している。</p>
	適法性 〔 憲法、法令に抵触しないか。 〕	<p>養蜂振興法に基づき、その実施に必要な事項を定めたものであり、憲法や法令に抵触するものではない。</p>
	その他	
見 直 し 結 果	① 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。 2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。 3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。 4 改正及び運用の改善等を検討する。 5 廃止を検討する。	<p>理 由 等</p> <p>現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。</p>

## V 神奈川県環境基本計画進捗状況点検について

神奈川県環境基本計画は、本県における環境政策を推進する上での基本的な計画であり、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るものである。

このたび、県が2018（平成30）年度の施策の進捗状況等を自己評価するとともに、環境審議会においてその評価の検証を行ったことから、概要を報告する。

### 1 計画の進捗状況

#### (1) 環境審議会による評価（総括）

環境基本計画に位置付けた重点施策の数値目標の進捗について、県による自己評価は妥当であり、一部遅れている施策の分野はあるが、全体としては、概ね順調に進んでいると評価する。

#### (参考) 重点施策の進捗状況一覧（県による自己評価）

中柱	重点施策	評価
地球温暖化	事業者による自主的な取組等の促進	遅れています（※）
	再生可能エネルギー等の導入加速化	やや遅れています（※）
	安定した分散型電源の導入拡大	
資源循環	産業廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の推進	遅れています（※）
	廃棄物の適正処理の推進	遅れています（※）
自然環境	地域の特性に応じた生物多様性の保全	順調に進んでいます
	自然が持つ水循環機能の保全・再生	概ね順調に進んでいます
生活環境	微小粒子状物質（PM2.5）対策の推進	概ね順調に進んでいます
	水質保全対策の推進	概ね順調に進んでいます（※）
	化学物質に係る環境保全対策の推進	順調に進んでいます（※）
	農林水産業の振興を通じた環境への配慮	順調に進んでいます
人材・技術	環境学習・教育の推進	順調に進んでいます
	環境にやさしい暮らしの促進	順調に進んでいます

備考1 （※）の評価については、2018年度実績を現在取りまとめ中のため、暫定的な評価になる。今後、実績が確定した段階で改めて評価を見直す。

備考2 評価の基準は、次の分類を基本としている。

「順調に進んでいます」：目標を達成しているもの（見込みを含む。以下同じ）

「概ね順調に進んでいます」：目標は達成していないが、実績値が基準値の水準を上回っているもの

「やや遅れています」：目標は達成していないが、基準値の水準が維持されているもの

「遅れています」：目標を達成しておらず、実績値が基準値の水準を下回っているもの

## (2) 中柱ごとの評価・検証

### ア 地球温暖化への対応

#### (ア) 県による自己評価

##### (施策の取組内容)

- ・ 一定規模以上の事業活動等における温暖化対策計画書制度を着実に運用するとともに、中小規模事業者への省エネルギー対策の支援を実施し、事業者による自主的な取組等を促進した。
- ・ 住宅の省エネルギー化の促進や省エネルギー性能に優れた家電製品への買替の促進などの家庭における省エネルギーの普及啓発を企業等と連携して実施した。
- ・ 自家消費型の太陽光発電やガスコージェネレーション、燃料電池自動車（FCV）、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）、ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）、蓄電池の導入支援等により、再生可能エネルギー等の分散型電源の導入に向けた取組を進めた。
- ・ 気候変動適応法の施行に伴い、地域気候変動適応計画の策定及び地域気候変動適応センターの設置について検討を行った。

##### (重点施策の数値目標の進捗状況)

＜大規模排出事業者のうち二酸化炭素排出量の削減目標を達成した事業者の割合＞

- ・ 2018年度の実績は取りまとめ中だが、2017年度の実績が基準値（2013年度実績）を下回っていることから、遅れている。

年度 項目	2013 (基準値)	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
目標				66%	68%	70%	72%	74%
実績	61.1%	66.7%	61.3%	63.8%	58.1%	2020年4月 把握予定		

＜県内の年間電力消費量に対する分散型電源による発電量の割合＞

- ・ 2018年度の実績は取りまとめ中だが、2017年度の実績が前年度実績を下回っていることから、やや遅れている。

年度 項目	2013 (基準値)	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
目標				15.5%	17.4%	19.6%	22.1%	25%
実績	約11.5%	12.4%	13.8%	13.5%	13.3%	2019年度中 把握予定		

(対応の方向性)

- ・ 業務部門においては、事業活動温暖化対策計画書制度により、事業者の自主的な取組を促進する。また、事業者が目標を達成できるよう、現地調査や説明会等において必要な指導及び助言を継続するとともに、目標を達成できなかった事業者に対する重点的な指導等を実施する。
- ・ 家庭部門においては、住宅の省エネルギー化の促進や省エネルギー性能に優れた家電製品への買替を促進する。
- ・ 再生可能エネルギー等の分散型電源の導入を促進するため、太陽光発電の有用性等のPRのほか、ZEHやZEBの導入支援、燃料電池自動車や蓄電池などの導入拡大に向けた取組を進める。

(イ) 環境審議会による検証

県の自己評価は妥当である。

(主な個別意見)

- ・ 重点施策「事業者による自主的な取組等の促進」が遅れていることから、優良事例を積極的に水平展開することや、事業者に対する指導及び助言を強化するとともに、取組の履行確保のための制度について、関係自治体との連携を含めて検討することが望まれる。
- ・ 重点施策「再生可能エネルギー等の導入加速化」・「安定した分散型電源の導入拡大」がやや遅れていることから、一層の取組強化が望まれる。再生可能エネルギーの導入に当たっては、固定価格買取制度の見直しの動向を踏まえ、県民に適切な情報提供を行うとともに、市場の状況を考慮した政策のあり方を検討することが望まれる。また、分散型エネルギー源の導入拡大に当たって

は、水素ステーションの増設及び水素製造コスト削減への技術開発支援などが望まれる。

- ・ 地球温暖化などの気候変動による影響は、豪雨の頻度増加など自然災害の分野でも既に現れており、将来は強い台風が増加するとの予測もされている。災害への対応については、かながわブランドデザインや都市計画などの関連計画での取組強化が期待されるとともに、環境基本計画においても、現在行っている取組のうち、例えば、太陽光等の再生可能エネルギーの自家消費と蓄電のシステムについて、適応策としての位置付けを検討することが望まれる。

## イ 資源循環の推進

### (ア) 県による自己評価

#### (施策の取組内容)

- ・ 一般廃棄物の3Rの推進のため、県民への普及啓発や事業者への支援、市町村と連携した取組を促進した。
- ・ 「かながわプラごみゼロ宣言」を発表し、宣言に賛同する企業等の募集やレジ袋削減に向けた普及啓発に取り組んだ。
- ・ 産業廃棄物については、多量排出事業者における3Rの促進に向けた廃棄物自主管理事業を実施したほか、製造業を含めた排出事業者向けのセミナーを開催した。
- ・ 廃棄物の適正処理を推進するため、排出事業者及び処理事業者への指導や県民、事業者及び市町村等と連携・協力した不法投棄・不適正保管対策を推進した。

#### (重点施策の数値目標の進捗状況)

##### <製造業における産業廃棄物の再生利用率>

- ・ 2018年度の実績は取りまとめ中だが、2017年度実績が38.1%であり、基準値（2013年度実績）を下回っていることから、遅れている。

年度 項目	2013 (基準値)	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
目標				46%	47%	48%	49%	50%
実績	45.1%	26.3%	43.4%	37.7%	38.1%	2020年3月 把握予定		

<不法投棄等残存量>

- 2018年度実績は取りまとめ中だが、2017年度実績が14.6万tであり、前年度より増加していることから、遅れている。

年度 項目	2013 (基準値)	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
目標				前年度より減少	前年度より減少	前年度より減少	前年度より減少	前年度より減少
実績	12.8万t	12.7万t	12.7万t	14.1万t	14.6万t	2019年度中把握予定		

(対応の方向性)

- 一般廃棄物については、レジ袋削減などの身近な取組に関するイベントを実施し意識啓発を進めていくとともに、市町村と連携しながら食品ロス削減に関する普及啓発などに取り組んでいく。
- 産業廃棄物については、廃プラスチック類のリサイクルシステムの紹介などにより、事業者における自主的な取組を促進する。
- 廃棄物の適正処理の推進については、不法投棄等残存量の削減に向けて、引き続き監視パトロール等による早期発見や未然防止、既存事案の改善指導を進める。

(イ) 環境審議会による検証

県の自己評価は妥当である。

(主な個別意見)

- 「プラごみゼロ宣言」については、政策としての効果を検証し、資源循環の推進のためのPDCAサイクルに生かすことが望まれる。マイクロプラスチックなど海洋プラスチック問題への対応は国際的な課題であることから、県としても国内外の動向をとらえ、中長期的視点を持つことが重要である。また、今後はレジ袋に係る取組だけでなく、プラスチック製品の使用量を勘案した上で取組を行うことや、リデュース・リユースを推進していくことが有効と考えられる。
- 廃棄物の排出量や構成は、社会情勢により変化していくものであることから、その点を踏まえて施策を検証していくことが望まれる。
- 食品ロス対策については、食品ロスの削減の推進に関する法律を踏まえ、県としての政策を検討するとともに、食品循環資源の

再生利用等の促進に関する法律に係る取組状況も含め、県内事業者の動向を把握することが望まれる。また、3010運動に賛同するなど食品ロス対策に取り組む事業者を増やすための政策の検討や、県庁内における3010運動の率先実行を期待する。

- ・ 不法投棄等残存量が増加傾向であることから、監視活動等の強化や警察との連携強化が望まれる。

## ウ 自然環境の保全

### (ア) 県による自己評価

#### (施策の取組内容)

- ・ 第4次ニホンジカ管理計画に基づき、個体数調整、生息環境整備及び被害防除等に取り組んだ結果、ニホンジカの個体数は減少傾向を示し、植生の回復が一部で見られるが、全体的な回復には至っていない。また、第4次ニホンザル管理計画に基づき、ニホンザルの群れを適正な生息域と規模で管理するために、個体数調整や追い上げを実施した。
- ・ 第3期かながわ水源環境保全・再生実行計画に基づき、荒廃が進んでいた私有林を重点的・集中的に確保・整備を進めてきた結果、人工林については、概ね順調に手入れ不足が解消してきた。広葉樹林については、長期にわたり森林整備を行う必要がある箇所は概ね完了し、水源林の整備面積についても、増加している。
- ・ 生物多様性に関する情報を収集して発信するとともに、専門アドバイザーの派遣や自然環境を利活用した観察会などを開催し、生物多様性の理解と保全行動の促進に努めた。

#### (重点施策の数値目標の進捗状況)

##### <里地里山の保全活動に取り組んだ人数>

- ・ 市町村と連携した活動団体の掘り起こしや保全活動情報の積極的な発信により順調に進んでいる。

年度 項目	2014 (基準値)	2015	2016	2017	2018	2019	2020
目標			4,800人	4,900人	5,000人	5,100人	5,200人
実績	4,599人	5,365人	4,812人	4,969人	5,089人		

<水源の森林エリア内の私有林で適切に管理されている森林の面積の割合>

- ・ 適切に管理された森林面積の割合は増加しており、水源かん養などの公益的機能の高い水源林づくりは概ね順調に進んでいる。

年度 項目	2014 (基準値)	2015	2016	2017	2018	2019	2020
目標			84%	87%	90%	92%	95%
実績	78%	80%	82%	87%	89%		

(対応の方向性)

- ・ ブナ林等の保全・再生、植生保護柵の設置等による林床植生の回復、野生鳥獣の個体数調整や生息環境整備等の取組を進める。
- ・ 第3期かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画に基づき、水源環境の保全・再生に取り組んでいく。
- ・ 生物多様性に関する情報を収集して発信するとともに、専門アドバイザーの派遣や自然環境を利活用した観察会の開催などにより、生物多様性の理解と保全行動の促進に取り組んでいく。

(イ) 環境審議会による検証

県の自己評価は妥当である。

(主な個別意見)

- ・ 生物多様性の保全のためには、県内各地域において、それぞれの地域特性に応じた保全が必要であることから、面的な視点による取組が望まれるとともに、産業の発展や農林水産業の安定的な継続とのバランスにも配慮することが必要である。これらの点を踏まえ、計画見直しの際には、施策の方向性や具体的な施策について、慎重に検討することが望まれる。
- ・ 今後、地球温暖化が自然生態系に与える影響の拡大が予想されることから、適応策の視点からも取組を行うことが望まれる。
- ・ 県民が自然に親しむことのできる場の紹介に努め、企業や団体といった多様な主体とともに、自然環境の保全により一層取り組んでいくことが望まれる。

## エ 生活環境の保全

### (ア) 県による自己評価

#### (施策の取組内容)

- ・ 自動車排出ガス総量削減対策については、旧式ディーゼル車の運行規制をはじめとした神奈川県自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画に基づく様々な取組を進めた。
- ・ 微小粒子状物質（PM<sub>2.5</sub>）対策では、原因物質の一つである揮発性有機化合物（VOC）の排出抑制対策等の取組を行うとともに、PM<sub>2.5</sub>の高濃度予報を継続し、PM<sub>2.5</sub>の構成成分や発生源解析についての研究にも取り組んだ。
- ・ 光化学オキシダント対策では、原因物質の一つであるVOCを排出する事業者に対して、排出削減に向けた自主的な取組の促進を継続した。
- ・ 河川、湖沼、海域及び地下水の状況を水質調査によって把握し、関係法令等に基づいて、工場・事業場に対して指導を行うなど、取組を進めた。

#### (重点施策の数値目標の進捗状況)

＜PM<sub>2.5</sub>の自動車排出ガス測定局における年平均値の全局平均値＞

- ・ 2018年度は前年度と比較してほぼ横ばいで、概ね順調に進んでいる。

年度 項目	2014 (基準値)	2015	2016	2017	2018	2019	2020
目標			前年度 より削減	前年度 より削減	前年度 より削減	前年度 より削減	前年度 より削減
実績	15.0 μg/m <sup>3</sup>	13.8 μg/m <sup>3</sup>	12.0 μg/m <sup>3</sup>	11.8 μg/m <sup>3</sup>	11.9 μg/m <sup>3</sup>		

<東京湾への化学的酸素要求量（COD）、窒素及びりん汚濁負荷量の排出量>

- ・ 2018年度の実績は取りまとめ中だが、前年度と同水準の実績と見込まれることから、概ね順調に進んでいる。

項目	年度	2013 (基準値)	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
目標					前年度より削減	前年度より削減	前年度より削減	前年度より削減	前年度より削減
実績									
	COD (t/日)	23	22	22	22	22	2020年3月把握予定		
	窒素 (t/日)	27	26	26	26	26			
	りん (t/日)	2.0	2.0	2.0	1.9	2.0			

<化学物質の環境への届出排出量>

- ・ 2018年度の実績は取りまとめ中だが、法令に基づく届出制度について事業者の理解が十分進んでおり、環境への排出量も長期的に減少傾向にあることから、順調に進んでいる。

項目	年度	2013 (基準値)	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
目標					前年度より削減	前年度より削減	前年度より削減	前年度より削減	前年度より削減
実績		5,773t	5,542t	5,552t	5,457t	5,379t	2020年4月把握予定		

<新たに有機農業に取り組む農業者及び新規エコファーマーの累計人数>

- ・ 2018年度は目標人数を上回り、取組は順調に進んでいる。

項目	年度	2014 (基準値)	2015	2016	2017	2018	2019	2020
目標				15人	30人	45人	60人	75人
実績		13人	23人	19人	48人	59人		

注) 2014～2016年度は単年度実績  
2017年度以降は2016年度からの累計

(対応の方向性)

- ・ PM2.5について、基準達成を維持できるよう引き続き、工場・事業場からのVOC排出抑制対策の推進や、自動車排出ガス対策などの取組を進める。また、PM2.5の生成機構について、引き続き調査研究を進める。
- ・ 光化学スモッグ注意報の発令回数は、原因物質とされるVOC等の排出抑制に取り組んでいるが、近年ほぼ横ばい傾向にあり、光化学オキシダントの環境基準達成率も0%の状況が継続している。そのため、光化学オキシダントの生成機構についてシミュレーションを用いた調査研究を進める。
- ・ 東京湾には周辺都県市からの生活排水も流入していることから、九都県市首脳会議など広域連携により、生活排水由来の汚濁物質の削減対策を進める。

- (イ) 環境審議会による検証  
県の自己評価は妥当である。

(主な個別意見)

- ・ 光化学大気汚染については、国や近隣自治体と連携をしながら、汚染原因や汚染の機構の解明に取り組み、広域的に排出削減対策に取り組んでいくことが望まれる。
- ・ 水環境保全については、概ね順調に進んでいるが、気候変動の影響が生じる可能性も踏まえ、モニタリング結果を注視しつつ、水質汚濁の現象解明や排出源対策を着実に進めることが期待される。
- ・ 新たに有機農業に取り組む農業者及びエコファーマーの人数は増加しているが、県民に対してはさらなる周知が必要であるため、普及啓発や支援の一層の充実を期待する。

オ 人材の育成と協働・連携の推進、カ 技術力の活用

(ア) 県による自己評価

(施策の取組内容)

- ・ 環境学習や環境教育の取組は、学校や地域において様々な形で実施されており、主体的に行動できる人材の育成や、指導者の育成等の取組が進んでいる。
- ・ スマートエネルギー関連製品に係る技術開発・製品開発に関するセミナーを開催し、水素エネルギーなど環境にやさしい先進的な技術の導入に取り組む事業者への情報提供や、交流機会の確保に努めた。
- ・ 官民の協働・連携による環境保全の取組や九都県市首脳会議等との連携による県域を越えた広域的な課題への取組については、さまざまな分野において着実に取組を進めた。

(重点施策の数値目標の進捗状況)

<NPO・企業との協働による環境・エネルギー学校派遣事業の累計受講者数>

- ・ 2018年度は目標人数を上回り、取組は順調に進んでいる。

年度 項目	2014 (基準値)	2015	2016	2017	2018	2019	2020
目標			6,000人	12,000人	18,000人	24,000人	30,000人
実績	5,174人	6,858人	8,066人	15,814人	24,000人		

注) 2014～2016年度は単年度実績  
2017年度以降は2016年度からの累計

<マイエコ10(てん)宣言の宣言者数(個人累計)>

- ・ 2018年度は目標人数を上回り、取組は順調に進んでいる。

年度 項目	2014 (基準値)	2015	2016	2017	2018	2019	2020
目標			17万人	19万人	21万人	23万人	25万人
実績	123,940人	140,505人	173,979人	193,994人	306,099人		

(対応の方向性)

- ・ 環境学習や環境教育においては、ニーズに見合った内容や方策を検討し、さらに取組が進むよう支援する。
- ・ マイエコ10（てん）宣言は、宣言者数の増加と併せて、環境にやさしい活動への意識が一層県民に浸透するよう、引き続き積極的に取組を進める。
- ・ 技術分野では、多様な技術が環境問題の解決に活用されていくよう取組を進める。

(イ) 環境審議会による検証  
県の自己評価は妥当である。

(主な個別意見)

- ・ 普及啓発に関する取組の成果としては、単に参加者数が増加すればよいわけではない。県民の環境に対する意識が向上し、自主的な取組が促されることが重要であり、その結果として、地球温暖化などの分野の課題解決やSDGsの達成にも資することが期待されるため、より一層の取組強化が望まれる。
- ・ 環境指標は、イベントや環境学習への参加者数といった項目だけでなく、県民の行動変容の程度など、施策の効果を表す項目を含めることを検討し、指標の実績を受けてさらなる施策を展開していくといった仕組みに移行していくことが望まれる。
- ・ 学校における環境学習は非常に効果的であることから、教職員の環境学習に対する理解を深めるための研修を、さらに充実させていくことを期待する。

## 2 今後のスケジュール（予定）

令和2年2月～3月 進捗状況点検報告書の県民意見募集  
5月 県民意見募集結果の公表

### 《参考資料5》

神奈川県環境基本計画進捗状況点検報告書2018（平成30）年度実績

## VI 「かながわプラごみゼロ宣言アクションプログラム（案）」について

平成30年9月に「かながわプラごみゼロ宣言」を公表し、2030年までのできるだけ早期に、リサイクルされない、廃棄されるプラごみゼロを目指すこととした。今回、この目的の達成に向け、推進方策を具体化した「かながわプラごみゼロ宣言アクションプログラム（案）」（以下「プログラム」という。）をまとめたので、その概要について報告する。

### 1 基本方針

県では、プラごみゼロに向けて、3つの柱である ①ワンウェイプラの削減、②プラごみの再生利用の推進、③クリーン活動の拡大等のそれぞれについて、推進方策を策定する。

海洋汚染の原因と考えられるプラごみには、ポイ捨て等の意図的に生じるものと、経年劣化による破損等の非意図的に生じるものがあるが、当面の間、プログラムでは、意図的に生ずるプラごみを対象とする。

なお、プログラムの目標期限は、「かながわグランドデザイン第3期実施計画」の指標・KPIの目標期限である2022年度と同一とした。

### 2 推進方策

#### (1) ワンウェイプラの削減

県は、平成21年度に、スーパー等の小売店や市町村等で構成する「神奈川県レジ袋削減実行委員会」を設置し、マイバッグの推進、レジ袋の有料化等に取り組んできた。

今後は、国によるレジ袋有料化の義務付けも踏まえ、これまでの取組を継続しながら、プラ製容器の削減や代替素材への転換などの取組を進めていく。

目標：2022年度までに賛同企業等数 2,000者を目指す。

年 度	2018	2019	2020	2021	2022
目標値（累計）	104者(実績)	350者	900者	1,450者	2,000者

#### ア 推進体制

- ・ 「神奈川県レジ袋削減実行委員会」を「神奈川県ワンウェイプラ削減実行委員会（仮称）」に改組し、新たにコンビニやファーストフード店などへの参加を促してワンウェイプラの削減を推進する。

#### イ 主な取組

##### (ア) 企業等との連携

- ・ 県は、毎年度、賛同企業等を対象とした「ワンウェイプラ削減

フォーラム（仮称）」を開催し、プラ製容器等の削減事例や代替素材の紹介によりワンウェイプラを削減する。また、地域ごとの取組の情報を収集・提供し、市町村や団体、企業等の連携を促進する。

- ・ 賛同企業等は、ワンウェイプラ削減に向け自主的な取組を行う。
- ・ 県は、賛同企業等の取組実績を集め、全体の成果を情報発信する。

#### (イ) 県の率先実行

- ・ 職員によるマイバッグ・マイボトル持参等の率先行動を庁内放送などにより促進するとともに、施設内の食堂や小売店でのワンウェイプラを削減する。
- ・ イベント開催時は、「環境にやさしいイベント基本方針」に基づき、ワンウェイプラの使用をできる限り控える。
- ・ 水道水のPRに向け、ウォーターステーションを設置する。

#### (2) プラごみの再生利用の推進

県は、これまで廃プラスチック類について、リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の3Rの取組において再生利用を進めてきた。

その中で、ペットボトルは、再生利用することで繰り返しリサイクルが可能であるが、ボトル本体とラベル・キャップの3分別の不徹底などにより、ペットボトル素材への再生利用が全国実績で12%と低い状況である。

そこで、まずはペットボトルがペットボトルに再生される社会を目指した取組を推進する。また、この取組を神奈川から発信していく。

#### ア 推進体制

- ・ 清涼飲料製造事業者、廃棄物処理業者等で構成する「かながわペットボトルモデル事業推進コンソーシアム（仮称）」を発足し、ペットボトルの再生利用を推進する。

#### イ 主な取組

- ・ 県、市町村及びコンソーシアム参加企業等は、モデル地域内でペットボトルの3分別を推進し、ペットボトルをペットボトルに再生利用するためのモデル事業を実施する。

## 【参考】 ペットボトルの再生利用の状況



### (3) クリーン活動の拡大等

県は、平成3年度に、海岸清掃を担う「かながわ海岸美化財団」を、平成9年度に、県民運動の母体となる「神奈川県美しい環境づくり推進協議会」を設置し、年間約46万人のボランティア等の参加のもとクリーン活動を行っている。

今後は、クリーン活動の輪を県内全体に広げるとともに、ポイ捨てを許さない雰囲気づくりに向け監視パトロールを強化する。

目標：2022年度までにクリーン活動参加者 70万人を目指す。

年 度	2018	2019	2020	2021	2022
目標値（単年）	46万人(実績)	46万人(実績)	58万人	64万人	70万人

#### ア 推進体制

- 「神奈川県美しい環境づくり推進協議会」において、クリーン活動の拡大等を推進する。

#### イ 主な取組

##### (ア) クリーン活動の拡大

- 県は、毎年度、賛同企業等や、河川や海岸の清掃活動を行う

市民団体等が集う「かながわクリーンアクティブ・フォーラム（仮称）」を開催する。

このフォーラムでは、市民団体の活動報告や、行政や企業による市民活動の支援メニューの紹介、地域ごとの取組の情報を収集・提供し、市町村や団体、企業等の連携を促進する。

(イ) 不法投棄対策の推進

- ・ 県は、警察OBの監視員により、ドローンを活用した「スカイパトロール」を実施し、プラごみの早期発見・早期回収を推進する。
- ・ 県は、不法投棄の発見や通報に関する協定を締結した団体・企業に、車両用ステッカーを配布し、ゴミのポイ捨てを許さないという社会の雰囲気づくりを進める。



ドローンの活用

### 3 その他

(1) 普及啓発

ア 展示作品による普及啓発

- ・ 県は、イベント等で回収したプラごみで作製した作品を、賛同企業である大手スーパーや各種イベント等で巡回展示する。

イ プラごみゼロ動画等による普及啓発

- ・ 県は、プラごみ問題をテーマとして作成した動画を、駅構内のデジタルサイネージ、YouTube等で発信する。

ウ 環境学習の推進

- ・ 県は、学校、企業等に「プラごみゼロに向けた取組」をテーマとした出前講座を実施し、地域における環境学習を推進する。

(2) 実態調査

県は、次の調査を実施する。

ア 相模湾沿岸に漂着したプラごみの実態調査

海岸に漂着するプラごみ等の種類を把握するため、実態調査を実施する。

イ 海岸や河川等でのマイクロプラスチックの実態調査

マイクロプラスチックの発生源を把握するため、海岸や河川等で実態調査を実施する。

ウ 事業者が排出するプラごみ等の産業廃棄物の総合実態調査

廃棄物処理法に基づき、令和3年度改定の「神奈川県循環型社会づくり計画」策定に向け、県内事業者から排出されるプラスチック等の産業廃棄物の処理状況等を調査する。

(3) プログラムの見直し

県は、プラスチックを取り巻く社会状況の変化などに応じて、プログラムを見直す。

**4 今後のスケジュール（予定）**

令和2年3月 「かながわプラスチックゼロ宣言アクションプログラム」の公表  
「かながわペットボトルモデル事業推進コンソーシアム（仮称）」の発足  
令和2年4月～ 「かながわプラスチックゼロ宣言アクションプログラム」の取組の開始

**《参考資料6》**

かながわプラスチックゼロ宣言アクションプログラム（案）

## Ⅶ 三崎漁港二町谷北公園に係る管理権限の移譲について

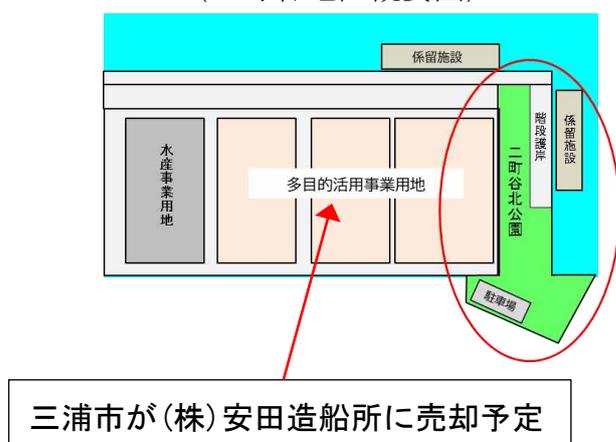
県では、三崎漁港の二町谷地区に、二町谷北公園を平成20年7月に開園し、管理している。

このたび、その管理権限について、三浦市から移譲の申入れがあったことから、その対応について報告する。

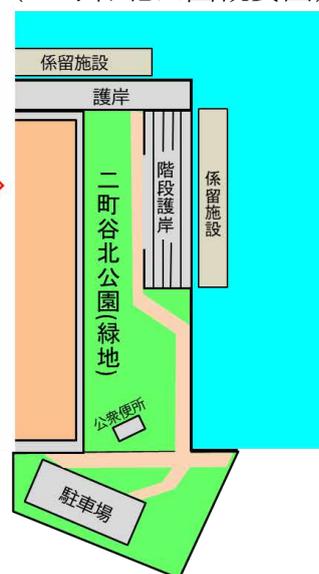
(二町谷地区位置図)



(二町谷地区概要図)



(二町谷北公園概要図)



### 1 二町谷北公園の施設概要

二町谷北公園は、「都市との交流」や「自然環境との共存」をテーマに、平成20年7月に開設した漁港環境整備施設である。

#### 【施設概要】

- ・面積：8,693.72平方メートル
- ・主な施設：階段護岸、緑地、公衆便所、駐車場

## 2 二町谷地区の開発計画

三崎漁港二町谷地区は、冷凍マグロの大型冷凍運搬船の受入れや水産物流通加工団地の建設を目的として、平成15年3月に埋立て整備されたものであり、事業用地は三浦市が所有している。

しかしながら、全国的に漁業を取り巻く状況が厳しさを増し、大部分が未利用であったことから、三浦市では、平成28年に「二町谷地区海業振興を目指す用地利活用プロジェクト」を策定し、従来の利用方針を見直し、事業用地の水産業・海洋レクリエーションを含む海業の振興を目指すこととした。

その結果、平成30年6月に（株）安田造船所との間で、ホテル、コンドミニアム、マリーナ等の建設を柱とする二町谷地区の活用に関する基本協定が締結され、本年度中に事業用地の売買契約を締結する予定となっている。

## 3 三浦市からの管理権限移譲の申入れ

令和2年2月7日、三浦市から県に対し、二町谷北公園の管理権限の移譲について、次のとおり申入れがあった。

### <申入れの概要>

（株）安田造船所による二町谷地区の活用に向けた事業計画の効果を最大限に発揮し、水産業の振興と地域の活性化を図るためには、二町谷北公園及び隣接する水域との連携が重要であることから、二町谷北公園の管理権限の移譲をお願いしたい。

## 4 管理権限移譲の申入れに対する県の対応

県では、三浦市と連携しながら、三崎漁港を核とする地域の活性化に取り組んでおり、（株）安田造船所による二町谷地区の活用に向けた事業計画は、この地域に新たな人の流れを呼び込むことが期待される。

また、二町谷北公園は、緊急財政対策における「県有施設の見直し」により、「今後も見直しを継続する施設」として位置付けられており、令和3年度までに、三浦市への移譲（管理権限の移譲）に向けた具体的内容を検討し、結論を出すこととされている。

そうした中での三浦市からの管理権限の移譲の申入れであり、県としては、この三浦市による官民協働の取組を支援するため、地方自治法第252条の14第1項の規定に基づき、二町谷北公園の管理に関する事務を三浦市に委託することとしたい。

なお、その範囲や管理の方法、管理事務に要する経費の取扱いについては、同条の規定による規約に定めることとなる。

## 5 管理権限移譲に伴う条例の改正

### (1) 二町谷北公園の駐車場に係る規定の削除

神奈川県漁港管理条例では、二町谷北公園の駐車場の利用について、駐車料を徴収する旨を規定している。

管理権限の移譲に伴い、県では、駐車料を徴収することができなくなるため、関連の規定を削除する。

### (2) 二町谷北公園に隣接する水域の利用に係る規定の整備

神奈川県漁港管理条例では、三崎漁港の利用について、同条例に定める利用の目的に従って利用しなければならない旨を規定している。

三浦市では、管理権限の移譲に伴い、二町谷北公園等に隣接する水域に船舶の係留施設を設置する予定としていることから、その利用が可能となるよう規定を整備する。

## 6 今後のスケジュール（予定）

令和2年6月 事務の委託議案及び条例改正議案を提出

7月 事務の委託手続（三浦市との協議・規約締結）

9月 事務の委託開始、改正条例の施行